

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有		問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
					32	42	31				63					
20	201	長野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第五次長野市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日		第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	203	上田市	人権共生課	1	1	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第4次上田市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	204	岡谷市	地域創生推進課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日		男女共同参画おみやげプランVI	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	205	飯田市	共生・協働推進課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第7次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだプラン」	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	206	諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	1	1	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪プラン7」	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	207	須坂市	人権同和・男女共同参画課	1	2	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日		第六次須坂市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	0	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画こもろプラン7	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	209	伊那市	文化交流課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第4次伊那市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日		駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート6」	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	211	中野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		第4次中野市男女共同参画計画共にいきいきなかのプラン21	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	212	大町市	まちづくり交流課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		大町市第4次男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	1	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日		いいやま男女共同参画プラン21(第4次飯山市男女共同参画計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	214	茅野市	茅野市家庭教育センター	2	2	0	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日		第3次茅野市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
20	215	塩尻市	社会教育スポーツ課	1	2	0	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		塩尻市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2024年3月	1	1	
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日		第四次佐久市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	218	千曲市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日		第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次東御市男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	220	安曇野市	人権共生課	1	2	1	1	安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例	2008年12月25日	2009年1月1日		安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	0	0				0				0	0
20	304	川上村	総務課	1	2	0	0				0				0	0
20	305	南牧村	教育委員会社会教育係	2	2	0	1				2				0	0
20	306	南相木村	住民課	1	2	0	0				0				0	1
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	0	0				0				0	0
20	309	佐久穂町	住民税務課	1	2	0	1				2	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	321	軽井沢町	軽井沢町教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	軽井沢町第3次男女共同参画計画 きらめきプラン3	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	323	御代田町	企画財政課	1	2	0	0	御代田町男女共同参画推進条例	2021年10月20日	2021年10月20日		第1次御代田町男女共同参画計画	2022年11月 ~ 2027年3月	1	1	
20	324	立科町	教育委員会 社会教育課	2	1	0	0				0	立科町男女共同参画長期プランIV	2020年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	349	青木村	住民福祉課	1	2	0	1				0	青木村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	350	長和町	教育課	2	2	0	0				0	第2次長和町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	361	下諏訪町	総務課企画係	1	2	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	362	富士見町	生涯学習課	2	2	0	0	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第6次富士見町男女共同参画計画「すずらんVIパートナーシップふじみ」	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	363	原村	生涯学習課	2	2	0	1				0	原村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1	
20	382	辰野町	学びの支援課	2	2	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	383	箕輪町	企画振興課	1	1	1	1	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第3次箕輪町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	384	飯島町	飯島町教育委員会	2	2	1	1				0	飯島町男女共同参画プラン5	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	385	南箕輪村	地域づくり推進課	1	2	1	1				0	第5次南箕輪村男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	386	中川村	中川村教育委員会事務局	2	2	0	0				0	第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
20	388	宮田村	宮田村教育委員会	2	2	1	1				0	第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	402	松川町	松川町教育委員会事務局生涯学習課	2	1	0	1	松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第5次松川町男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	403	高森町	総務課	1	2	1	0				0	高森町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	404	阿南町	教育委員会 社会教育係	2	2	0	1				0	あなん男女共同参画推進計画	2019年6月 ~ 2024年6月	0	1	
20	407	阿智村	協働活動推進課	1	2	1	1				0	阿智村男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	409	平谷村	住民課	1	2	0	0				0	平谷村男女共同参画推進計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	410	根羽村	住民課	1	2	0	0				2				0	0
20	411	下條村	総務課	1	2	0	0				0	(第6次 下條村総合計画)	2020年4月 ~ 2030年3月	0	0	
20	412	売木村	住民課	1	2	0	0				0				0	0
20	413	天龍村	健康福祉課	1	2	0	0				0	(第6次天龍村総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
20	414	泰阜村	教育委員会	2	2	0	0				0				0	0
20	415	喬木村	企画財政課	1	2	0	1				0	喬木村男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	0	1	
20	416	豊丘村	教育委員会	2	2	1	0				0	豊丘村男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	417	大鹿村	住民税務課	1	2	0	0				0	大鹿村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	422	上松町	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次上松町総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
20	423	南木曾町	もつと元気に戦略室(計画)、福祉係・教育委員会(対応窓口)	1	2	0	0				3	第3次南木曾町男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	425	木祖村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(木祖村健康福祉計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	429	王滝村	福祉健康課	1	2	0	0				0				0	0
20	430	大桑村	総務課 企画財政係	1	2	0	0				0				0	0
20	432	木曾町	企画財政課	1	2	1	1				0	きそまち男女共同参画第三次基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	446	麻績村	住民課	1	2	0	0				0	麻績村男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	448	生坂村	生坂村教育委員会社会教育係	2	2	0	0				0	生坂村男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	450	山形村	住民課	1	1	0	0				0	第4次山形村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	451	朝日村	総務課 総務防災係	1	2	1	1	朝日村男女共同参画社会推進条例	2022年4月1日	2022年4月1日		第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	452	筑北村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第3次筑北村男女共同参画推進計画)	2021年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	481	池田町	生涯学習課	2	2	1	1	笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	482	松川村	松川村教育委員会 社会教育課 社会教育係	2	2	1	1	松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日		第4次松川村男女共同参画社会推進計画	2018年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	485	白馬村	総務課	1	2	0	0				0	白馬村第四次男女共同参画社会づくり計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	0	1	
20	486	小谷村	住民福祉課住民係	1	2	0	0				2				0	0
20	521	坂城町	企画政策課	1	2	0	0				0	第3次坂城町男女共同参画計画(パートナーシップさかき21)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1	
20	541	小布施町	企画財政課	1	2	0	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	543	高山村	人権推進室	1	1	0	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日		高山村男女共同参画社会づくり計画	2004年4月 ~ 2025年3月	0	1	
20	561	山ノ内町	教育委員会 人権政策室	2	2	1	1				0	第5次やまのうち男女共同参画プラン21	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	562	木島平村	生涯学習課生涯学習係	2	2	0	0				2				0	0
20	563	野沢温泉村	教育委員会事務局 生涯学習係	2	2	0	0				0				0	0
20	583	信濃町	教育委員会	2	2	0	0	男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		第3次信濃町男女共同参画社会推進計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	588	小川村	総務課	1	2	0	0				0	小川村男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	590	飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				2	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
20	602	栄村	民生課	1	2	0	0				0				0	0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					単独	複合	施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			7							1	6	6	1	0	5	1	1
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター		380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1	026-237-8303	026-237-3315	https://shinanoki.org/		○		○				○
20	202	松本市	松本市女性センター	パレア松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/6/3445.html		○	○				○	
20	202	松本市	トライあい・松本		390-0811	長野県松本市中央4-7-28	0263-35-6285	0263-35-6344	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/6/5653.html		○	○				○	
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	市民プラザ・ゆう	386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkenkyosei/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html		○	○				○	
20	204	岡谷市															
20	205	飯田市															
20	206	諏訪市															
20	207	須坂市															
20	208	小諸市															
20	209	伊那市															
20	210	駒ヶ根市															
20	211	中野市															
20	212	大町市															
20	213	飯山市															
20	214	茅野市	家庭教育センター		391-0002	茅野市塚原1-9-16	0266-72-2101	0266-82-0237	https://www.city.chino.lg.jp/site/kids/853.html		○	○				○	
20	215	塩尻市															
20	217	佐久市															
20	218	千曲市															
20	219	東御市															
20	220	安曇野市															
20	303	小海町															
20	304	川上村															
20	305	南牧村															
20	306	南相木村															
20	307	北相木村															
20	309	佐久穂町															
20	321	軽井沢町															
20	323	御代田町															
20	324	立科町															
20	349	青木村															
20	350	長和町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																			
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体										
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他					
20	361	下諏訪町																				
20	362	富士見町																				
20	363	原村																				
20	382	辰野町																				
20	383	箕輪町																				
20	384	飯島町																				
20	385	南箕輪村																				
20	386	中川村																				
20	388	宮田村																				
20	402	松川町																				
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あったかてらす	399-3101	長野県下伊那郡高森町山吹435-5	0265-35-5000	0265-35-5033	<a href="http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/soshiki/12/xtutaka/2358.html">http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/soshiki/12/xtutaka/2358.html</a>	○		○									○	
20	404	阿南町																				
20	407	阿智村																				
20	409	平谷村																				
20	410	根羽村																				
20	411	下條村																				
20	412	売木村																				
20	413	天龍村																				
20	414	泰阜村																				
20	415	喬木村																				
20	416	豊丘村																				
20	417	大鹿村																				
20	422	上松町																				
20	423	南木曾町																				
20	425	木祖村																				
20	429	王滝村																				
20	430	大桑村																				
20	432	木曾町																				
20	446	麻績村																				
20	448	生坂村																				
20	450	山形村																				
20	451	朝日村																				
20	452	筑北村																				
20	481	池田町																				
20	482	松川村																				
20	485	白馬村																				
20	486	小谷村																				
20	521	坂城町																				
20	541	小布施町																				
20	543	高山村																				
20	561	山ノ内町																				
20	562	木島平村																				
20	563	野沢温泉村																				
20	583	信濃町																				
20	588	小川村																				

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他		
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設・飯綱町ワークセンター	みつどんのお家 (みつどんのおうち)・iワーク(アイワーク)	389-1211	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1987	026-217-1339	026-217-1340	<a href="https://www.town.iizuna.nagano.jp/kosodatesaite/index.html">https://www.town.iizuna.nagano.jp/kosodatesaite/index.html</a>		○	○			○		
20	602	栄村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主  な  事  業									
					用(常勤)期間の定めがない職員)	用(非常勤)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			7					5	7	4	5	1	7	2	2	2	
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター	2004年4月1日	3	0	7,462	○	○	○	○		○				
20	202	松本市	松本市女性センター	1999年4月1日	3	1	5,420	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理可能な公共施設への生理用品設置
20	202	松本市	トライあい・松本	1972年4月1日	1	1	9,090		○				○				
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	2006年10月1日	3	1	4,964	○	○	○	○		○	○	○	○	女性団体育成事業、男女共同参画推進事業者表彰等
20	204	岡谷市			0	0	0										
20	205	飯田市			0	0	0										
20	206	諏訪市			0	0	0										
20	207	須坂市			0	0	0										
20	208	小諸市			0	0	0										
20	209	伊那市			0	0	0										
20	210	駒ヶ根市			0	0	0										
20	211	中野市			0	0	0										
20	212	大町市			0	0	0										
20	213	飯山市			0	0	0										
20	214	茅野市	家庭教育センター	1995年4月1日	1	0	1,015	○	○		○		○				男女共同参画を行う任意団体のサポートに関すること
20	215	塩尻市			0	0	0										
20	217	佐久市			0	0	0										
20	218	千曲市			0	0	0										
20	219	東御市			0	0	0										
20	220	安曇野市			0	0	0										
20	303	小海町			0	0	0										
20	304	川上村			0	0	0										
20	305	南牧村			0	0	0										
20	306	南相木村			0	0	0										
20	307	北相木村			0	0	0										
20	309	佐久穂町			0	0	0										
20	321	軽井沢町			0	0	0										
20	323	御代田町			0	0	0										
20	324	立科町			0	0	0										
20	349	青木村			0	0	0										
20	350	長和町			0	0	0										
20	361	下諏訪町			0	0	0										
20	362	富士見町			0	0	0										
20	363	原村			0	0	0										
20	382	辰野町			0	0	0										
20	383	箕輪町			0	0	0										

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業													
					用 常勤(雇用 (任用)期間 の定め がない 職員)	用 非常勤(雇用 (任用)期間 の定め がある 職員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他				
20	384	飯島町			0	0	0														
20	385	南箕輪村			0	0	0														
20	386	中川村			0	0	0														
20	388	宮田村			0	0	0														
20	402	松川町			0	0	0														
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月5日	4	1	12,600	○	○	○	○		○								コワーキングスペース
20	404	阿南町			0	0	0														
20	407	阿智村			0	0	0														
20	409	平谷村			0	0	0														
20	410	根羽村			0	0	0														
20	411	下條村			0	0	0														
20	412	売木村			0	0	0														
20	413	天龍村			0	0	0														
20	414	泰阜村			0	0	0														
20	415	喬木村			0	0	0														
20	416	豊丘村			0	0	0														
20	417	大鹿村			0	0	0														
20	422	上松町			0	0	0														
20	423	南木曾町			0	0	0														
20	425	木祖村			0	0	0														
20	429	王滝村			0	0	0														
20	430	大桑村			0	0	0														
20	432	木曾町			0	0	0														
20	446	麻績村			0	0	0														
20	448	生坂村			0	0	0														
20	450	山形村			0	0	0														
20	451	朝日村			0	0	0														
20	452	筑北村			0	0	0														
20	481	池田町			0	0	0														
20	482	松川村			0	0	0														
20	485	白馬村			0	0	0														
20	486	小谷村			0	0	0														
20	521	坂城町			0	0	0														
20	541	小布施町			0	0	0														
20	543	高山村			0	0	0														
20	561	山ノ内町			0	0	0														
20	562	木島平村			0	0	0														
20	563	野沢温泉村			0	0	0														
20	583	信濃町			0	0	0														
20	588	小川村			0	0	0														
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設・飯綱町ワークセンター	2021年5月30日	1	7	726		○				○								・託児所 ・お仕事マッチングイベント 等
20	602	栄村			0	0	0														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				3		19	1	5.3	21	1	4.8	58	0	0.0	50	1	2.0	3,921	80	2.0
20	201	長野市				1	0	0.0	2	0	0.0							476	7	1.5
20	202	松本市				1	0	0.0	2	0	0.0							485	12	2.5
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	4	1.7
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	0	0.0
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	4	4.5
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	1	1.4
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	2	2.9
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	1	1.1
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	1	1.3
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	5	5.3
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	1	100.0							107	2	1.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	2	2.0
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	3	1.3
20	218	千曲市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	1	1.4
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	0	0.0
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	2	2.4
20	303	小海町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	305	南牧村										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
20	307	北相木村										1		0.0	0			9		0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	2	0	0.0	30	0	0.0
20	323	御代田町										1	0	0.0	1	1	100.0	20	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
20	382	辰野町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
20	383	箕輪町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
20	384	飯島町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	3	6.5	
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2						1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0	
20	386	中川村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	388	宮田村									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
20	402	松川町									1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5	
20	403	高森町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0	
20	404	阿南町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7	
20	407	阿智村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
20	409	平谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0	
20	410	根羽村									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0	
20	411	下條村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
20	412	売木村									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0	
20	413	天龍村									1	0	0.0	1	0	0.0	38	5	13.2	
20	414	泰阜村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0	
20	415	喬木村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
20	416	豊丘村									1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6	
20	417	大鹿村									1	0	0.0	0	0		27	4	14.8	
20	422	上松町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6	
20	423	南木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	1	1.8	
20	425	木祖村									1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0	
20	429	王滝村									1	0	0.0	0	0		9	0	0.0	
20	430	大桑村									1	0	0.0	1	0	0.0	44	2	4.5	
20	432	木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	
20	446	麻績村									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0	
20	448	生坂村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0	
20	450	山形村									1	0	0.0	1	0	0.0	6		0.0	
20	451	朝日村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0	
20	452	筑北村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0	
20	481	池田町									1	0	0.0	0	0		32	0	0.0	
20	482	松川村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
20	485	白馬村									1	0	0.0	0	0		31	0	0.0	
20	486	小谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	52	3	5.8	
20	521	坂城町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	541	小布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	543	高山村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	
20	561	山ノ内町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況 (2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
20	562	木島平村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	
20	563	野沢温泉村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
20	583	信濃町									1	0	0.0	1	0	0.0	97	4	4.1	
20	588	小川村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0	
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	602	栄村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																		
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他														
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数						女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)										
	小計			1,787	1,514	26,779	8,071	30.1			1,497	1,285	20,001	5,629	28.1	425	246	2,491	467	18.7	1,927	184	9.5	2,002	185	9.2									
20	201	長野市	40.0	2027年3月	59	53	676	252	37.3	条例により設置されている審議会等	102	93	1,235	419	33.9	6	4	89	8	9.0	58	6	10.3	59	6	10.2	1								
20	202	松本市	40.0	2027年3月	116	98	2,736	936	34.2	行政委員、法律・条例等により設置されている審議会等、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づいて設置されている委員会等	50	43	694	183	26.4	6	6	43	12	27.9	54	8	14.8	55	8	14.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1				
20	203	上田市	40.0	2026年3月	64	61	797	292	36.6	法律または政令により設置されている審議会、委員会等及び、条例、規則、要項等により設置されている会議等	51	48	770	289	37.5	6	5	63	9	14.3	44	5	11.4	45	5	11.1	1								
20	204	岡谷市	40.0	2024年3月	40	38	704	243	34.5	法律または政令により設置されている審議会、委員会等及び、条例、規則、要項等により設置されている会議等	23	23	293	86	29.4	6	5	30	7	23.3	30	5	16.7	31	5	16.1	2	2023年3月31日	1						
20	205	飯田市	33.0	2028年3月	92	76	1,849	559	30.2	地方自治法第180条5、202条2、202条3に基づく委員会、付属機関の委員及びその他法令による委員	77	67	1,498	507	33.8	6	4	55	8	14.5	39	2	5.1	40	2	5.0	2	2023年3月1日	2	2023年3月1日	2	2023年3月1日			
20	206	諏訪市	40.0	2028年3月	69	61	1,295	454	35.1	地方自治法180条の5に規定の委員会、民生委員法、諏訪市の条例・規則、諏訪市の要綱	34	31	502	185	36.9	6	4	37	7	18.9	33	7	21.2	34	8	23.5	1								
20	207	須坂市	45.0	2028年3月	53	46	959	328	34.2	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等。要綱により設置されている委員会等	31	29	549	195	35.5	6	2	31	5	16.1	35	5	14.3	36	5	13.9	1								
20	208	小諸市	45.0	目標年度期限なし	53	50	976	387	39.7	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、その他施策・方針決定過程である委員会等	36	34	399	115	28.8	6	5	42	8	19.0	35	3	8.6	36	3	8.3	1								
20	209	伊那市	30.0	2027年3月	79	68	1,253	338	27.0	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	37	33	771	160	20.8	6	3	50	5	10.0	35	6	17.1	36	6	16.7	1								
20	210	駒ヶ根市	40.0	2027年3月	50	44	1,024	284	27.7	要項等に設置されている会議等	20	18	293	93	31.7	4	3	67	30	44.8	38	5	13.2	39	5	12.8	1								
20	211	中野市	35.0	2027年3月	54	50	793	259	32.7	地方自治法第180条の5及び第203条の3に基づく審議会等と、法律・市の条例等により設置の審議会等	32	31	453	137	30.2	5	4	33	6	18.2	37	3	8.1	38	3	7.9	1								
20	212	大町市	40.0	2028年3月	61	56	678	187	27.6	法律、条例、政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、人権擁護委員、民生児童委員、市議会議員	37	33	455	113	24.8	6	3	43	5	11.6	34	2	5.9	35	2	5.7	1								
20	213	飯山市	35.0	2025年3月	30	23	302	90	29.8	地方自治法第180条の5及び202条の3に基づく審議会等	25	21	269	82	30.5	5	2	33	8	24.2	27	5	18.5	28	5	17.9	1								
20	214	茅野市	35.0	2024年3月	49	40	704	195	27.7	法律条例等により設置されている審議会・委員会等	12	11	214	43	20.1	6	4	35	6	17.1	44	3	6.8	45	3	6.7	1								
20	215	塩尻市	目標値38.3%	期限については今後検討	12	12	174	40	23.0	防災会議、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会、環境審議会、交通対策協議会、公民館運営協議会、社会教育委員会、中央公民館運営審議会、図書館協議会、地方文化財保護審議会、博物館協議会、都市計画審議会	11	11	146	39	26.7	6	6	36	10	27.8	32	8	25.0	33	8	24.2	1								
20	217	佐久市	50.0	2027年3月	44	44	666	258	38.7	法律、政令または条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3に基づくもの)	44	44	666	258	38.7	6	3	63	6	9.5	40	2	5.0	41	2	4.9	1								
20	218	千曲市	40.0		47	45	614	203	33.1	地方自治法第202条の3、第180条の5及び法律・条例・規則・要綱・規定等により設置されている審議会・委員会・懇話会・協議会・会議等	19	19	278	98	35.3	5	5	29	9	31.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1								
20	219	東御市	40.0	2027年3月	36	32	410	137	33.4	法律または政令・条例により設置されている審議会、委員会等	30	27	370	130	35.1	6	5	40	7	17.5	29	5	17.2	30	5	16.7	1								
20	220	安曇野市	35.0	2028年3月	65	54	1,021	268	26.2	法律、政令又は条例、規則等により設置されている審議会、委員会、会議等	41	33	614	136	22.1	6	5	41	7	17.1	38	7	18.4	39	7	17.9	1								
20	303	小海町									6	4	58	9	15.5	5	3	27	5	18.5	15	0	0.0	16	0	0.0	1								
20	304	川上村									9	4	98	14	14.3	5	2	25	4	16.0	23	0	0.0	24	0	0.0	1								
20	305	南牧村									12	8	83	17	20.5	5	1	22	2	9.1	11	0	0.0	12	0	0.0	1			2	2023年6月28日	2	2023年6月28日		
20	306	南相木村									17	14	127	29	22.8	5	1	19	2	10.5	11	1	9.1	12	1	8.3	1								
20	307	北相木村									7	5	55	14	25.5	5	2	27	3	11.1	6	0	0.0	7	0	0.0	1								
20	309	佐久穂町		計画の推進により達成値を高めていく。	9	9	101	31	30.7	条例、規則等により設置されている懇話会、会議等	9	9	101	31	30.7	5	3	29	6	20.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1								
20	321	軽井沢町	40.0	2033年3月	38	33	432	129	29.9	法律により設置されている委員会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第138条の4又は202条の3に基づく委員会等	33	30	399	121	30.3	5	3	34	7	20.6	38	4	10.5	39	4	10.3	1								
20	323	御代田町	30.0	2026年3月	20	19	199	52	26.1	地方自治法202条の3及び地方自治法第180条の5に基づく審議会等	15	15	172	45	26.2	5	4	27	7	25.9	32	7	21.9	33	7	21.2	1								
20	324	立科町	30.0	2025年3月	12	7	147	17	11.6	市町村防災会議 民生委員推薦会 国民健康保険運営協議会 立科町青少年問題協議会 社会教育委員会 文化財保護委員会 開発審査会 水防協議会 環境審議会 交通安全対策協議会 スポーツ推進委員会 国民保護協議会	12	7	147	17	11.6	5	2	26	3	11.5	21	2	9.5	22	2	9.1	1								
20	349	青木村	各審議会により目標設定	2025年3月	7	7	78	18	23.1	法律または政令により設置されている審議会等	7	7	70	16	22.9	5	4	25	6	24.0	24	6	25.0	25	6	24.0	2	2025年3月31日	1						









都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5							
			管理職総数			うち一般行政職			部長長相当職			次長相当職			課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職			調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 部 局 職 員 数	うち		うち管理職数		調査 時 点 コ ー ド	その他										
			管理 職 総 数	うち 管 理 職 数	女 性 比 率	管理 職 総 数	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)				うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)												
			管理 職 総 数	うち 管 理 職 数	女 性 比 率	管理 職 総 数	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	次 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	課 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	うち 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)															
20	583	信濃町	14	2	14.3	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	8	1	12.5	2	0	0.0	29	11	37.9	21	5	23.8	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	588	小川村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	590	飯綱町	20	4	20.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	4	20.0	11	2	18.2	34	6	17.6	26	4	15.4	34	6	17.6	26	4	15.4	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
20	602	栄村	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	17	3	17.6	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
											問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
											議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
												1の合計	66	0	49								46	46	46	46	47	44
												2の合計	5	38	17								10	8	11	12	19	9
												3の合計	1	16									0	0	0	0	0	0
												4の合計	5	12									20	22	19	18	10	21
20	201									長野市	長野市議会	1	3	1									1	1	1	1	1	1
長野市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1 この要綱は、職員の個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生じるおそれのないもの (2)専ら組織内部で使用されるもので、容易に職員の同一性を確認できるもの (3)職員の権利義務に係るもので、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4)前3号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの 2 次の各号に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできない。 (1)職員の身分関係に係るもので、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2)職員の権利義務に係るもので、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3)公権力の行使に係るもの (4)前3号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの																												
20	202									松本市	松本市議会	1	3	1									1	1	1	1	1	1
松本市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																												
20	203									上田市	上田市議会	1	2	1									1	1	1	1	1	1
上田市職員服務規程 第17条 職員は、次に掲げる場合を除き、婚姻、養子縁組及びその他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、当該婚姻等により氏を改める直前の戸籍上の氏を、市長の承認を受けて使用することができるものとする。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2)その他旧姓の使用により職務執行上又は事務処理上特段の支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合																												
上田市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																												
上田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬の額は、当該議員の議員報酬に、議会の会議等を欠席した日から、議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。))に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))以前6箇月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当に、欠席期間に応じて、第3条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 基準日以前6箇月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、支給割合の小さい方を適用する。																												
20	204									岡谷市	岡谷市議会	1	2	1									1	1	1	1	1	1
岡谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																												

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
20	205	飯田市	1	飯田市議員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	飯田市議会	1	3	1	飯田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産するため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
20	206	諏訪市	1	諏訪市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 別表 1 職場での呼称 2 名札 3 名刺 4 職員名簿及び配置図 5 出勤整理簿、年次休暇届、休暇欠勤等承認願 6 旅行命令簿、復命書 7 時間該当勤務命令表、週休日の振替簿 8 職務専念義務免除申請書 9 起案文書、閲覧文書の記名又は押印 10 支出負担行為決定票及び支出命令票 11 研修申込書、研修命令書、研修報告書 12 事務引継書 13 日宿直日誌 14 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 15 その他内部文書等で所属長等が認めるもの	諏訪市議会	1	2	1	諏訪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
20	207	須坂市	2		須坂市議会	1	2	1	須坂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
20	208	小諸市	2		小諸市議会	1	2	1	小諸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
20	213	飯山市	4	飯山市議会	1	3	1	飯山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	214	茅野市	1	茅野市議会	1	2	1	茅野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲を基準とし、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	215	塩尻市	1	塩尻市議会	1	4	2	塩尻市職員旧姓使用取扱要領 (承認)第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものについて旧姓を称することができる。	2		4	4	4	4	4	4
20	217	佐久市	1	佐久市議会	1	2	1	佐久市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	佐久市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期欠席した場合において、その欠席期間(議会の会議等を欠席した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。)が90日を超えるときの議員報酬の額は、特別職給与条例による当該議員の議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後、議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	2
20	218	千曲市	2	千曲市議会	1	2	1	千曲市議会会議規則 第1章第1節 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	219	東御市	1	東御市議会	1	2	1	東御市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	220	安曇野市	1	安曇野市議会	1	2	1	安曇野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	303	小海町	4	小海町議会	1	2	1	小海町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 市	道 区	府 町	県 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
20	304	川上村	2		川上村議会	2						2	2	2	2	2	4	
20	305	南牧村	2		南牧村村議会	1	2	1	南牧村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
20	306	南相木村	2		南相木村議会	1	4	2		2		2	2	2	2	2	2	
20	307	北相木村	4		北相木村議会	4						4	4	4	4	4	4	
20	309	佐久穂町	1	佐久穂町職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (趣旨)第1条 この訓令は、互いに個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	佐久穂町議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条(省略)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
20	321	軽井沢町	4		軽井沢町議会	1	3	1	軽井沢町議会会議規則 <第2条第3項>前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動等を行えない場合は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届を議長に提出することができる。この場合において、議会活動等に復帰することとなったときは、議会活動等復帰届を議長に提出しなければならない。	2		1	1	1	1	1	1	
20	323	御代田町	4		御代田町議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
20	324	立科町	4		立科町議会	1	4	2		2		1	1	1	1	1	1	
20	349	青木村	2		青木村議会	1	2	1	青木村議会会議規則 <第2条第2項>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
20	350	長和町	4		長和町議会	1	2	1	長和町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7									
コ ロ ニ ド	コ ロ ニ ド	コ ロ ニ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
20	361	下諏訪町	1	下諏訪町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の常勤の職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書、(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請しなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て申請職員に通知するものとする。 (中止の届出) 第6条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に町民及び職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 ※通称については、明記した規程がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	下諏訪町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1
20	362	富士見町	1	富士見町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富士見町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1

都 市 区 府 町 村 名	道 区 府 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
20 363	原村	2	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
20 382	辰野町	4						辰野町議会会議規則第2条 第2条 議員は招集の当日開議定刻前に参集し、その旨を議長に届け出なければならない。公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
20 383	箕輪町	1	箕輪町職員旧姓使用取扱要綱(平成29年9月1日告示第121号の2) 第1条 この要綱は、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	箕輪町議会	1	3	1	箕輪町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						箕輪町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第3項 議員が、自己都合、疾病その他の事由により、一定の間議員活動を休止しているときの議員報酬は、次表に定める区分に応じた減額の割合を第1条又は前2項に定める議員報酬の額から減額するものとする。	1	1	1	1	1	1	1
20 384	飯島町	2						飯島町議会	1	4	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	
20 385	南箕輪村	2						南箕輪村議会	1	3	2	2	2	2	4	4	4	2	2	4	4	
20 386	中川村	1	中川村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際して引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、村長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿及び配置図 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 住所簿 (5) 休暇欠勤簿 (6) 時間外勤務命令簿兼週休日の振替簿・代休指定簿 (7) 出張命令(伺)簿 (8) 復命書 (9) 事務引継書 (10) 起案文書 (11) 支出負担行為決議書及び支出命令書 (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で村長が認めるもの(旧姓使用届) 第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、旧姓使用届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 村長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、速やかに当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 村長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (管理) 第7条 総務課長は、旧姓使用者台帳を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に村民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 附則 (施行期日) 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の実施前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行日から起算して60日以内に、所属長を経て総務課長に第4条の旧姓使用届を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。 附則(平成23年9月13日訓令第4号) この訓令は、平成23年9月13日から施行する。	中川村議会	1	3	1	中川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1	

都 市 区 府 町 村 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
コ ー ー ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
20 388 宮田村	4	松川町職員旧姓使用取扱要綱	1	4	2	2		2					2	4	2	2	2	2
20 402 松川町	1	2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。	1	2	2	2		2					4	4	4	4	1	
20 403 高森町	4		1	2	1	高森町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 404 阿南町	2		1	4	2		2						2	2	2	2	2	
20 407 阿智村	2		1	4	2		2						4	4	4	4	2	1
20 408 平谷村	4		4					2					2	2	2	2	2	2
20 410 根羽村	4		1	4	1	根羽村議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 411 下條村	4		4										4	4	4	4	4	4
20 412 赤木村	3		2										4	4	4	4	2	4
20 413 天龍村	3		1	4	2		2						4	4	4	4	4	4
20 414 桑里村	3		2										4	4	4	4	2	4
20 415 喬木村	2		2										4	4	2	2	2	4
20 416 豊丘村	4		4										4	4	4	4	2	4
20 417 大鹿村	4		2										2	2	2	2	2	2
20 422 上松町	2		1	2	1	上松町議会会議規則 第2条 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 423 南木曾町	4		1	2	2		2											
20 425 木祖村	2		1	2	1	木祖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 429 王滝村	2		1	2	1	王滝村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 430 大桑村	4		1	3	1	大桑村議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4
20 432 木曾町	4		1	2	1	木曾町議会会議規則 第2条2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	4	4
20 446 麻績村	4		1	4	2		2						2	2	2	2	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。							
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
20	448	生坂村	4	生坂村議会	1	2	1	生坂村議会会議規則 欠席の届出 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	450	山形村	2	山形村議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	451	朝日村	4	朝日村議会	1	2	1	朝日村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助 その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	452	筑北村	4	筑北村議会	4							4	4	4	4	2	4
20	481	池田町	3	池田町議会	1	3	2		2			4	4	4	4	2	1
20	482	松川村	2	松川村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	4
20	485	白馬村	2	白馬村議会	1	2	1	白馬村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規程にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	486	小谷村	4	小谷村議会	3			坂城町議会会議規則				4	4	4	4	4	4
20	521	坂城町	1	坂城町議会	1	2	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	541	小布施町	2	小布施町議会	1	2	1	小布施町議会会議規則 第一章第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	4
20	543	高山村	4	高山村議会	1	3	1	高山村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. あり 2. なし 3. その他	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児
20	561	山ノ内町	1	山ノ内町職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第3条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	山ノ内町議会	1	2	1	山ノ内町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2
20	562	木島平村	4		木島平村議会	1	3	2		2				4	4	4	4	4	4
20	563	野沢温泉村	4		野沢温泉村議会	1	3	2		2				2	2	2	2	2	2
20	583	信濃町	1	信濃町職員旧姓使用取扱要項 第3条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	信濃町議会	1	4	2		2				2	4	2	2	2	4
20	588	小川村	4		小川村議会	1	2	1	小川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2
20	590	飯綱町	1	飯綱町職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (趣旨)第1条 この訓令は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (定義)第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時任用職員及び非常勤職員を含むものとする。)をいう。 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表1に掲げるものとする。 (1)法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ職員の同一性の確認が容易にできるもの (2)職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定する以外のものとしておおむね別表2に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始)第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定による書類の提出があったときは、旧姓使用変更届(様式第2号)により、所属長を経由の上当該書類の提出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し、受理した旨を通知する。 (旧姓使用の中止)第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止するときは、急性使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の届出は提出できないものとする。 (旧姓使用職員名簿)第6条 町長は、前2項の届出の内容を旧姓使用職員名簿(様式第4号)に記載し、保管する。 第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たり、常に町長又は職場に誤解又は混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (補則)第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は総務課長が別に定める。	飯綱町議会	1	2	1	飯綱町議会会議規則 第1章 総則(欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
20	602	栄村	4		栄村議会	1	2	1	栄村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				4	4	4	4	2	2

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、当該部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(等)を規定する(倫理的)防止規定を議員向け研修に設置しているか 2. 議員向け研修に設置しているか 3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行いう予定である。 3. 行っておらず、今後、行いう予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
			1	2	5			15	3	4	4			7		
			0	5	31	2	0	24	23	29	17			61		
			0	0	41			36	13	44	3			9		
			76	70							53					
20	201	長野市	4	4	1	1		1	3	3	2			1	長野市避難所運営マニュアル【風水害編】 上記マニュアルの「生活環境の改善」(1)避難所運営チームの取組から抜粋 「各避難所での生活空間の整備の取組を後押しするとともに、各避難所からの要望を取りまとめ、仮設のトイレ、シャワー、洗濯機、段ボールベッド、ファミリールーム、テレビ、机、イス等を物的支援チームと協力して調達する。 また、トイレ、シャワー、洗濯物干し場所、更衣室、授乳室等が性別に配慮されているか、人権・男女共同参画班(男女共同参画センター)による巡回、指導を依頼する	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 間、ハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	2. 議員向け研修を行っていますか。	3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
20	201	長野市														
20	202	松本市	4	4	3					3			1	松本市議会議員の通称等の使用に関する規定 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議会において使用する氏名として、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 議員に当選した選挙において、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選法施行令」という。)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により通称の認定を受けたとき。当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めたとき(従前の氏に復したときを含む。以下同じ。)当該改め前の戸籍上の氏名(戸籍上の氏の改めが複数あるときは、いずれかの改め前の戸籍上の氏名)	2	

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道 区	府 町 村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関する規定が定められている倫理防規 2. する議員向けメント室に口関 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
20	203	上田市	4	4	3			3		1	上田市議会申し合わせ事項 「議員の通称名等の使用について」 1 使用できる通称名等 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称名(氏又は名をひらがな又はカタカナ表記にする通称名を除く)。 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合の変更新前の氏 2 通称名等を使用できない事項 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する証明書類 (3) 辞職願 (4) 報酬、費用弁償及びその他の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの 3 通称名等使用の申請及び使用の中止等 (1) 議員は、通称名等を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。	2		
20	203	上田市									(2) 議長は、申請書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと承認したときは、通称名等使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (3) 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称名等使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 4 通称名等使用の責務 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 5 会派代表者会への報告 議長は、「通称名等の使用を承認したとき」及び「通称名等使用中止届出書を受理したとき」は、会派代表者会に報告するものとする。 6 適用期日 令和4年10月31日			
20	204	岡谷市	4	4	2			2		2			2	
20	205	飯田市	4	4	2			1		1			2	
20	206	諏訪市	4	4	2			2		3			2	
20	207	須坂市	4	4	1		3	1		2		女性の政治参画促進のため、本年10月に議員研修会を実施予定(内容:講演会、パネルディスカッション)	1	須坂市地域防災計画 避難所運営の支援に関する章
20	208	小諸市	4	4	3			3		3			2	
20	209	伊那市	4	4	3			2		2			2	
20	210	駒ヶ根市	4	4	2			1		3			3	
20	211	中野市	4	2	1	1		3		3			1	中野市地域防災計画 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。
20	212	大町市	4	4	3			3		3			2	
20	213	飯山市	4	4	3			3		3		飯山市男女共同参画推進委員に議会から2名の推薦をいただいている。	2	
20	214	茅野市	4	4	3			3		3			2	



市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割									
都	市	道	区	府	町	村	町	村	名	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
										1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 1. 関係する規定がある倫理防規 2. 議員向け研修室に 3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
20	217	佐久市	4	4	3										3		3	1		1	①佐久市地域防災計画 ②佐久市避難所運営マニュアル ③3章 災害応急対策計画 第13節 避難収容及び情報提供活動 P364 4 避難所の開設・運営 (2) 運営 ア 避難所の運営 (イ) 避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。また、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官を配置する。 (ウ) 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に市に協力するとともに、役割分担を明確にし、自主的に秩序ある避難活動が出来るよう努める。特に、運営責任組織に女性リーダーを参加させ、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営ができるように努める。 (エ) 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 ④第2章 事前に確認すべき事項 3 避難所運営にあたる各担当の役割 ①代表者(避難所運営の総合責任者) P10 人権配慮・プライバシー意識の徹底 避難所運営スタッフ(避難所運営にあたる職員、避難者等)全員が避難者各人の人権に配慮するように徹底させます。 (例) ・感染症流行下においては、感染者や感染の疑いがある方を排除するのではなく感染対策上の対応であることを認識する。 ・それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解する。 〔長期避難〕 4 避難所の運営体制づくり (3) 長期避難の場合に必要な場所 P97【ポイント】男女共同参画の視点に立った避難所運営 配慮すべき事項 ①女性専用更衣室の確保②授乳スペースの確保③男女別の物干し場の確保 ④女性専用トイレの確保⑤女性による女性のみが使用する物資の配布 ⑥相談窓口の設置⑦性暴力、DV防止に関するポスターの掲示 男女それぞれのニーズには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけてください。	
20	218	千曲市	4	4	3										3		2	2		2		
20	219	東御市	4	4	2										2		2	2		2		
20	220	安曇野市	1	1	2										1		2	4		2		
20	303	小海町	4	4	3										3		3	4		3		
20	304	川上村	4	1	2										2		3	4		2		
20	305	南牧村	4	4	2										1		3	4		2		
20	306	南相木村	4	4	2										1		2	4		2		
20	307	北相木村	4	3	4										3		3	4		2		
20	309	佐久穂町	4	4	3										3		3	4		2		
20	321	軽井沢町	4	4	1	3	ハラスメント事例冊子の配付								3		3	2		2		
20	323	御代田町	4	4	2										2		2	4		2		
20	324	立科町	4	4	3										3		3	4		2		
20	349	青木村	4	2	3										3		3	4		2		
20	350	長和町	4	4	2										2		2	4		2		
20	381	下諏訪町	4	4	3										3		3	2		2		
20	382	富士見町	4	4	3										3		3	2		2		
20	383	原村	4	4	2										2		3	4		2		
20	382	辰野町	4	4	3										3		3	4		2		
20	383	箕輪町	4	4	2										1	3	2	2		2	女性活躍井戸端会議開催の開催	
20	384	飯島町	4	4	3										3		1	4		2		
20	385	南箕輪村	4	4	3										3		2	4		2		
20	386	中川村	4	4	3										3		3	2		2	女性を対象とした議会傍聴会の実施(男女共同参画担当係主催)	
20	388	宮田村	4	4	2										2		3	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	2 を 設 置 し て い る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	3 そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
20	402 松川町	4	4	3						3		3	4		女性模擬議会	1	松川町地域防災計画 第2節 防災の基本方針 1 基本方針 (10) 男女共同参画の視点 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る
20	403 高森町	4	2	2						2	2	2	3			2	
20	404 阿南町	4	4	3						3		3	2			2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
コ ー ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係する規定がある倫理防規止 2. ハラスメント防止に関する議員向け相談窓口 3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
20 407	阿智村	4	4	3			1	3	2	4		2				
20 408	平谷村	4	4	2			2	2	2	2		2				
20 410	根羽村	4	4	1		3			1	4		3				
20 411	下條村	4	4	3			3	3	3	4		3				
20 412	赤木村	4	4	3			3		3	4		2				
20 413	天龍村	4	4	2			2	2	2	3		2				
20 414	泰阜村	4	4	2			2	2	2	4		2				
20 415	喬木村	4	4	2			2	3	1	2		3				
20 416	豊丘村	4	4	3			3		3	4		2				
20 417	大鹿村	4	4	2			2	3	2	4		2				
20 422	上松町	4	4	3			3		3	4		2				
20 423	南大曾町	4	4	3			3		3	4		2				
20 425	本沼村	4	4	3			3		3	4		2				
20 429	王滝村	4	4	2			2	3	2	4		2				
20 430	大桑村	4	2	3					3	4		2				
20 432	木曾町	4	2	3			3		3	4		2				
20 446	麻績村	4	4	3			1	3	3	4		2				
20 448	生坂村	4	4	2			1	3	3	4		2				
20 450	山形村	4	4	2			3		2	2		2				
20 451	朝日村	4	4	3			1	3	2	4	令和4年度、女性議員等を招いた講習会を実施した。	1	朝日村避難所運営マニュアル要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり			
20 452	筑北村	4	4	3			2	2	3	4		2				
20 481	池田町	4	4	3			3		3	4		3				
20 482	松川村	4	4	2			2	2	2	4		2				
20 485	白馬村	4	4	2			1	2	2	2		3				
20 486	小谷村	4	4	3			3		3	4		2				
20 521	坂城町	4	4	2			1	2	2	4		2				
20 541	小布施町	4	4	3			3		3	4		2				
20 543	高山村	4	4	3			2	2	2	4		2				
20 561	山ノ内町	4	4	2			2	2	2	2		2				
20 562	木島平村	4	4	2			2	2	2	4		2				
20 563	野沢温泉村	4	4	3			3		3	4		2				
20 583	信濃町	4	4	2			1	3	3	2		3				
20 588	小川村	4	4	2			2	2	2	4		2				
20 590	飯綱町	4	4	3			2	2	3	4		2				
20 602	栄村	4	4	2			2	2	2	4		3				